◇「給与支払報告書（個人別明細書）」の記載要領 ◇

※　平成31年度（平成30年分）から、「給与支払報告書（個人別明細書）」の様式が変更になりました。
配偶者控除及び配偶者特別控除の改正に係る項目名・記載内容が変更されておりますのでご留意ください。

①給与支払報告書を機械等で出力する場合は欄ズレが生じないようにお願いいたします。
②**氏名のフリガナ、生年月日、個人番号（マイナンバー）**は個人を特定するうえで重要な項目です。**必ず記載してください。**
③**所得控除の額の合計額の内訳が記載されていない場合は、控除が適用されません**のでご注意ください。
④給与支払報告書の提出者は、平成31年1月1日現在において給与の支払を行い、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のある給与支払者です。（地方税法第317条の６第1項）
⑤給与支払報告書を提出後に、**誤記、変更が生じたときは、『訂正分』と赤書きして再提出してください。**
⑥**年の途中で退職された方について、給与の支払金額が30万円を超える場合には給与支払報告書の提出が義務**となっておりますが、**30万円以下の方でもできる限り提出**してください。
⑦**給与支払報告書を提出後に退職等の異動があった場合は、「給与所得者の異動届出書」を必ず提出**してください（４月１２日まで）。
⑧区分用台紙等で特別徴収に区分されていない場合、**年末調整未済者**（給与の収入金額が2,000万円を超えている方を除きます。）および**退職年月日が記載**されている方については、住民税の徴収方法は**普通徴収**となります。
⑨**乙欄適用者**の住民税の徴収方法は、**普通徴収**となります。**特別徴収を希望される場合は、**必ず区分用台紙で**特別徴収に区分して提出**してください。

記載例

平成31年1月1日（中途退職者は退職時）現在の住所を確認して記載してください。

控除対象配偶者が70歳以上（昭和24年1月1日以前に生まれた人）のときは「老人」の欄に○を記載してください。

配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載してください。

特定扶養親族（平成8年1月2日から平成12年1月1日までの間に生まれた人）がいるときは、「控除対象扶養親族の数」の「特定」の欄に人数を記載してください。

老人扶養親族（70歳以上、昭和24年1月1日以前に生まれた人）がいるときは「控除対象扶養親族の数」の「老人」欄に人数を記載し、このうち本人又は配偶者の直系尊属で同居している人数を「内」の欄にも記載してください。

一般扶養親族（平成15年1月1日以前に生まれた人）がいるときは、欄に人数を記載してください。（控除対象配偶者、特定扶養親族及び老人扶養親族を除きます。）

控除対象配偶者や扶養親族が障害者の場合、「障害者の数」の「特別」左欄は特別障害者の人数、右欄は特別障害者のうち同居している人数、「その他」欄は特別障害者以外の障害者の人数を記載してください。

控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者を記載してください。

控除対象扶養親族の氏名、フリガナ及び個人番号を記載してください。

受給者本人が該当の欄に○を記載してください。未成年者は平成11年1月3日以後に生まれた方です。乙欄該当者は「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない方や、「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している方です。）

個人番号（マイナンバー）を記載してください。

姓と名の間は一字空けて、**必ずフリガナ**をふってください。

給与等からの控除分及び申告による控除分の合計額を記載してください。（小規模企業共済等掛金の額は内書きで記載する。）

最高12万円（平成２３年１２月３１日までに契約した生命保険料と個人年金保険料のみを支払っている場合の控除限度額は、あわせて最高１０万円になります。）
支払金額は摘要欄下の生命保険料の金額の内訳に記載してください。

住民税の住宅ローン控除を受ける場合は住宅借入金等特別控除額を記載してください。ただし、所得税から住宅借入金等特別控除額が引ききれない(所得税が住宅借入金等特別控除額より小さい)場合は所得税額を記載してください。
また、住宅借入金等特別控除可能額及び居住開始年月日は必ず記載してください。

平成18年12月31日までに契約した長期損害保険料と地震保険料の両方を支払っている場合の控除限度額はあわせて最高5万円となります。

控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を記載してください。

※重　要
年少扶養親族（16歳未満、平成15年1月２日以後に生まれた方）がいる場合は人数を記載してください。氏名及び個人番号の記載も必要です。

法人番号（13桁）を記載してください。法人格をお持ちでない事業所は代表者の個人番号（12桁）を記載してください。

年の中途で就職や退職をした方について記載してください。**就職と退職の両方ある場合は、退職のみ記載してください。**

生年月日は、必ず本人に確認のうえ、正確に記載してください。

◎摘要欄について
①前職分がある場合は、前職分の支払金額・源泉徴収税額・社会保険料等の金額・事業所名・退職年月日を欄内に書き、給与・社会保険料等の金額については合算した金額を支払金額欄に記載してください。
②外国人の方で、租税条約に該当する場合は「租税条約該当」と赤書きで記載してください。
③同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）を有する方で、その同一生計配偶者が、障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください（例　「氏名（同配）」）。
※同一生計配偶者・・・給与所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下である人。